○　現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H30・4・19　第142回総会；須坂市)		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 □ 社会環境 ■ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	農林水産省
	□ 県	担当部局	
	□ その他	名　　称	

件名	**20　農家子弟が就農する場合の農業次世代人材投資事業の要件緩和について**
提案市	長野市
提案要旨	農業次世代人材投資事業（経営開始型）において、農家子弟が親の経営の全部又は一部を継承して就農する際に求めている「新規参入者と同等の経営リスク」に関する要件を緩和し、農家子弟の就農を促進して農業経営・技術が円滑に継承できるよう要望する。
提案理由	農業次世代人材投資事業（経営開始型）は、新規参入者の就農支援に一定の成果を上げている一方で、農家子弟が親の経営の全部又は一部を継承して就農する場合は、「新規参入者と同等の経営リスクを負う新しい取組」が求められ、交付対象となるには新規作目や新技術の導入など親の築き上げた農業経営の方向性の変更が必要である。 農業者が減少している中、独立自営の新規就農者の確保も重要であるが、すでに経営確立している農家の子弟に継承を促すことは次世代の後継者の確保に効果的であることから、農家子弟が親の経営を継承して就農する場合に求める「新規参入者と同等の経営リスクを負う新しい取組」の要件を緩和することが必要である。
現況及び課題等	国の実施要綱では、親の経営内容をそのまま継続する又は規模拡大することは経営リスクに当たらないとされていることから、農家子弟が農業次世代人材投資事業（経営開始型）の対象となって親の経営を継承することはハードルが高い。 このため本市では親元での就農を促すため、認定農業者の子弟が45歳未満で退職等を伴って親元で就農する場合に、年間120万円を３年間交付する「親元就農者支援事業」を平成30年度に開始した。 この事業は、認定農業者の増加による地域農業の中心的な担い手の確保とＵターン就農による人口増につながる効果も期待している。
関係法令	農業人材力強化総合支援事業実施要綱